

残留検だより



特別号

発行日：2022年1月12日

発行：JA 全農 営農・技術センター 残留農薬検査室

〒254-0016 神奈川県平塚市東八幡 4-18-1

電話：0463-22-1902

メール：zz_zk_zanken@zennoh.or.jp



残留基準値改正のお知らせ

昨年12月17日付で47農薬の残留基準値が改正されました。そのうち通常の基準値改正は8農薬、その他の39農薬は「はちみつ」の基準値を追加しただけの変更でした。基準値改正8農薬の概要は以下のとおりです。

●MCPA（除草剤、商品名：MCPソーダ塩他）

海外で使用が認められている農薬等の輸入食品への残留に対応するための基準値設定および暫定基準値の見直し

新規設定：みかん（外果皮を含む）、日本なし、茶

上方修正：大麦、ライ麦、その他の穀類、その他のスパイス

下方修正：米、小麦、えんどう、なつみかんの果実全体等7食品

基準値削除：そば、大豆、西洋なし、いちご等14食品

●MCPB（除草剤・植調剤、商品名：マテック他）

適用拡大に伴う基準値設定および暫定基準値の見直し

上方修正：なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ等7食品

下方修正：米、りんご、日本なし

基準値削除：小麦、大麦、大豆、すいか等59食品

部位変更：みかん

●2,4-ジクロロフェノキシ酢酸（除草剤、商品名：2,4-D他）

適用拡大に伴う基準値設定および暫定基準値の見直し

上方修正：小麦、大麦、なつみかんの果実全体、りんご等24食品

下方修正：大豆、すもも、うめ、おうとう、ぶどう等10食品

基準値削除：小豆類、かんしょ、キャベツ、トマト等84食品

部位変更：みかん、びわ、もも

●ジメテナミド（除草剤、商品名：フィールドスター他）

適用拡大に伴う基準値設定および基準値の見直し

新規設定：カリフラワー

上方修正：小豆類

下方修正：とうもろこし、大豆、ブロッコリー、えだまめ

●スピネトラム（殺虫剤、商品名：ディアナ他）

適用拡大に伴う基準値設定および基準値の見直し

新規設定：とうもろこし、まくわうり、綿実、はちみつ

上方修正：あんず、うめ、ぶどう、パッションフルーツ等7食品

下方修正：さといも類、にんじん、すいか、もも

●ベンゾピンジフルピル（殺菌剤、国内登録なし）

海外で使用が認められている農薬等の輸入食品への残留に対応するための基準値設定および基準値の見直し

新規設定：しろうり、すいか、びわ、干しぶどう等10食品

上方修正：大豆、らっかせい、さとうきび、その他の野菜

●ホスチアゼート（殺虫剤、商品名：ネマトリン他）

海外で使用が認められている農薬等の輸入食品への残留に対応および適用拡大のための基準値設定および暫定基準値の見直し

新規設定：未成熟えんどう、未成熟いんげん、バナナ

上方修正：かぶの葉、こまつな、レタス、ピーマン等10食品

下方修正：小豆類、ばれいしょ、かぶ類の根、トマト等22食品

基準値削除：らっかせい、たまねぎ、ほうれんそう等41食品

その他：「その他のうり科野菜」が「その他のうり科野菜（とうがんで除く）」と「その他のうり科野菜（とうがんに限る）」に分割

●メタフルミゾン（殺虫剤、商品名：アクセル）

適用拡大のための基準値設定および基準値の見直し

新規設定：カリフラワー、たまねぎ

上方修正：かぶの葉、レタス、レモン、オレンジ等8食品

下方修正：とうもろこし、かんしょ、かぶ類の根等11食品

部位変更：みかん、キウイ

「はちみつ」の基準値が追加された農薬

●アシノナピル（殺ダニ剤、商品名：ダニオーテ）

●アミスルプロム（殺菌剤、商品名：オラクル他）

●アメトクトラジン（殺菌剤、商品名：ザンプロ）

●イマザピル（除草剤、商品名：アーセナル他）

●エトキサゾール（殺虫剤・殺ダニ剤、商品名：バロック他）

●オキサチアピプロリン（殺菌剤、商品名：ゾーベック他）

●カスガマイシン（殺菌剤/抗生物質、商品名：カスミン他）

●グリホサート（除草剤、商品名：ラウンドアップ他）

●クロラントラニリプロール（殺虫剤、商品名：プレバソン他）

●クロルフルアズロン（殺虫剤、商品名：アタブロン他）

●シアゾファミド（殺菌剤、商品名：ランマン他）

●シエノピラフェン（殺ダニ剤、商品名：スターマイト）

●シクラニリプロール（殺虫剤、商品名：テッパン他）

- シフルフェナミド（殺菌剤、商品名：パンチョ他）
- シフルベンズロン（殺虫剤、商品名：デミリン他）
- シフルメトフェン（殺ダニ剤、商品名：ダニサラバ他）
- スピノサド（殺虫剤、商品名：スピノエース他）
- ソキサミド（殺菌剤、国内登録なし）
- テトラニリブロール（殺虫剤、商品名：ヨーバル他）
- ピカルブトラソクス（殺菌剤、商品名：クインテクト他）
- ピラジフルミド（殺菌剤、商品名：ディサイド他）
- ピリオフェノン（殺菌剤、商品名：プロパティ他）
- ピロキサスルホン（除草剤、商品名：ソリスト他）
- フェンピコキサミド（殺菌剤、国内登録なし）
- フェンヘキサミド（殺菌剤、商品名：パスワード他）
- フルオキサストロピン（殺菌剤、商品名：ディスアーム他）
- フルキサメタミド（殺虫剤、商品名：グレーシア他）
- フルチアニル（殺菌剤、商品名：ガッテン他）
- フルトラニル（殺菌剤、商品名：モンカット他）
- プロフラニリド（殺虫剤、商品名：プロフレア）
- プロヘキサジオンカルシウム塩（植調剤、商品名：ビビフル他）
- ヘキシチアゾクス（殺ダニ剤、商品名：ニッソラン）
- ベンチアバリカルブイソプロピル（殺菌剤、商品名：マモロット他）
- マンジプロパミド（殺菌剤、商品名：レーバス他）
- マンデストロピン（殺菌剤、商品名：スクレア他）
- メソトリオン（除草剤、商品名：カリスト他）
- メチルテトラブロール（殺菌剤、商品名：未定（新規登録））
- メトラフェノン（殺菌剤、国内登録なし）
- メフェントリフルコナゾール（殺菌剤、国内登録なし）

規制対象物質等の変更

MCPA、MCPB およびメタフルミゾンについて農産物に対する規制対象物質に変更がありました。

●MCPA

従前の規制対象：MCPA、MCPAエチルエステル体、MCPAナトリウム塩及びMCPAチオエチルエステル体（フェノチオール）が含まれること。

改正後の規制対象：MCPA並びにその塩、エステル体及び加水分解によりMCPAに変換される代謝物をMCPAに換算したものの和とすること。

解説：MCPA の通知試験法には加水分解の操作が含まれているため、通知試験法で分析を実施されている場合には実質的な変更とはなりません。加水分解を行わず、MCPAエチルエステル体及びMCPAチオエチルエステル体を別途そのままの形で測定し、分析値を合計している場合には農作物によっては加水分解を行った場合と分析値に差が生じる可能性があります。改正後の規制対象として化合物名は書かれていませんが、MCPA の代謝物（配糖体）が加水分解によりMCPA の分析値に含まれることを想定しています。

●MCPB

従前の規制対象：MCPB

改正後の規制対象：MCPB並びにその塩、エステル体及び加水分解によりMCPBに変換される代謝物をMCPBエチルに換算したものの和とすること。ただし、MCPB（塩及びエステル体を含む。）の使用によって残留するMCPA（加水分解によりMCPAに変換される代謝物を含む。）については、MCPAに係る規格基準を適用すること。

解説：MCPBについてはMCPAと異なり、MCPBのみが規制対象となっていました。今回の改正によりMCPAと同様の扱いとなりました。また、MCPBの使用により生成したMCPBの代謝物としてのMCPAはMCPAとして規制されることとなります。

●メタフルミゾン

農産物の規制対象物質がメタフルミゾン(E体)とメタフルミゾン(Z体)の和に変更

これらの基準値のうち、従前より小さな値に変更（下方修正）された基準値、及び分析部位が変更になった基準値は告示の日から起算して1年を経過した日（2022年12月17日）から適用されます。また、規制対象物質の変更は基準値等の変更と同日に適用されます。詳細は

<https://www.mhlw.go.jp/content/000868516.pdf>

ご確認ください。

編集後記

昨年の12月17日付で多くの農薬の残留基準値が改正されましたので、今回は読者の皆様いち早く情報をお伝えするため、2ページにわたって特別号を発行することとしました。

残留基準値の設定方法は専門的な知識がないとなかなか難しく、特に代謝物などが関わってくると理解するのに手間がかかりますが、不明な点がありましたら、残留農薬検査室までご連絡いただければと思います。